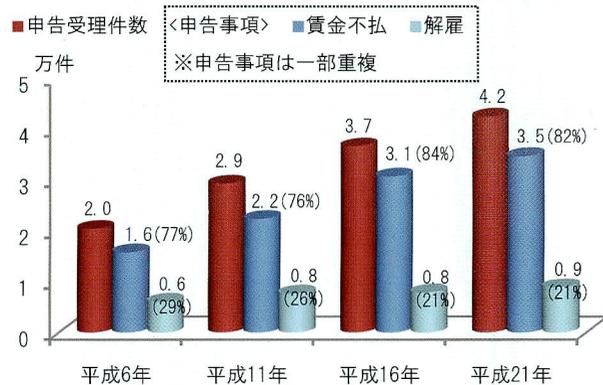


4 申告

労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に権利救済を求めること（申告）ができます（労基法第104条等）。これを契機として、労働基準監督官が事業場へ赴くほか、事業主など責任者の来署を求め、直接事情聴取するなどにより事実関係の確認を行い、その結果、法令違反が認められた場合には、是正を図るよう行政指導を行います。

申告受理件数は1年間で約4万2千件（平成21年）にのぼり、その内訳は、賃金不払に関するものが約3万5千件（82%）と最も多く、次に解雇に関するものが約9千件（21%）となっています。



5 司法処分

監督指導の結果、勧告・指導を受けた法違反を是正しないなど重大又は悪質な事案については、強制捜査を含む司法警察権限を行使し、送検します（労基法第102条等）。

1年間に約1,100件（平成21年）送検しており、その内訳は、賃金不払（割増賃金不払を含む）や労働時間違反など労基法等違反被疑事件が約48%、労災かくしや法違反により労働災害を発生させた事案など安衛法違反被疑事件が約52%となっています。

また、最近は告訴・告発事案も増えてきています。

6 労働基準法等の主な内容

▼ 労働時間・休日 ▼

法定労働時間は1週40時間、1日8時間です。

また、法定休日は、1週に1日又は4週につき4日となっています。

▼ 時間外労働・休日労働 ▼

時間外労働又は休日労働を行わせる場合は、あらかじめ労使間で協定を締結し、労働基準監督署長へ届け出る必要があります。

また、時間外労働又は休日労働を行わせた場合は、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払う必要があります。

▼ 就業規則 ▼

常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を作成し、労働者代表などの意見書を添えて労働基準監督署長へ届け出る必要があります。

▼ 解雇 ▼

労働者を解雇する場合は、30日以上前に予告を行うか、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

▼ 最低賃金 ▼

最低賃金の適用を受ける労働者に対しては、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

なお、最低賃金額は地域ごとに定められています。

★ そのほか労働基準法などについて詳しく知りたい場合は、

労働基準監督官の仕事

労働基準法や労働安全衛生法をはじめとする労働基準関係法令の遵守と労働条件や安全衛生水準の向上を図るため、労働基準監督官がみなさんの職場を訪問しています。



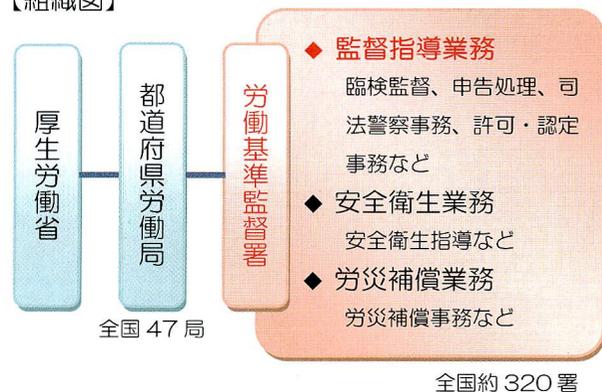
都道府県労働局
労働基準監督署

までお問い合わせ下さい。

1 労働基準監督官の仕事

労働基準監督官は、各企業が労働基準関係法令の目的・内容の理解を深め、企業の労務管理に取り入れるなどにより、適正な労働条件の定着を図っていくことができるよう努めています。具体的には、ILO第81号条約及び労働基準関係法令に基づいてあらゆる業種の事業場に立ち入り、法に定める賃金・労働時間や安全衛生に関する基準などが守られているかを調査し、これが守られていない場合には、その是正を指導することによって、労働者の労働条件の確保及びその向上を図ることを任務としています。

【組織図】



<主な業務>

労働基準監督官の主な業務は、監督指導、申告処理、災害調査、各種許可・認定事務、集団指導などで、これらを通じて労働条件の確保・改善、労働者の安全や健康の確保・向上を図っています。

また、特別司法警察員として、労働基準関係法令違反被疑事件について刑事訴訟法に基づく捜査を行い、検察庁へ送検することもあります。

<施行法律>

労働基準監督官が取り扱う法律は、労働基準法(以下「労基法」)、労働安全衛生法(以下「安衛法」)、じん肺法、家内労働法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律などの労働基準関係法令です。

2 監督指導

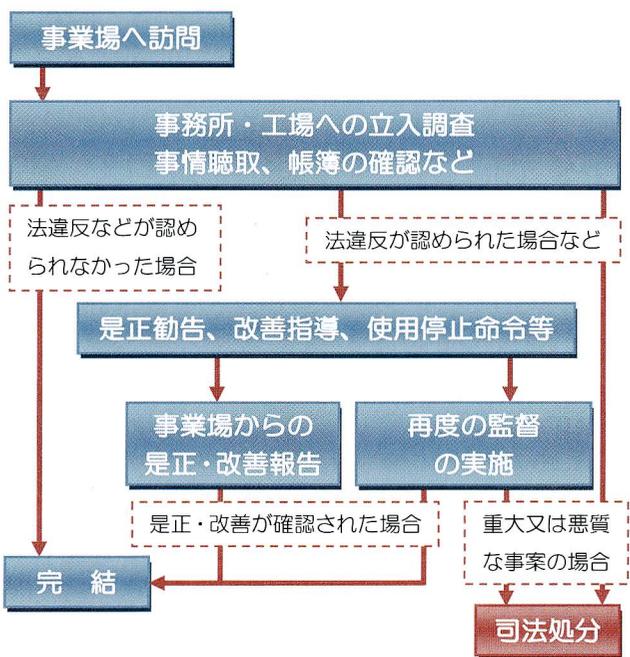
賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全衛生基準を満たしているかを確認するため、労働基準監督官は事業場を訪問するなどにより監督指導を実施しています。

労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿・関係書類の検査などの権限が与えられています(労基法第101条等)。事業場の現状を的確に把握するため、監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険性が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります(安衛法第98条等)。

監督指導は、法違反等を是正していただくことが目的ですので、是正を確認すれば指導は終了(完結)となります。

【一般的な監督指導の流れ】

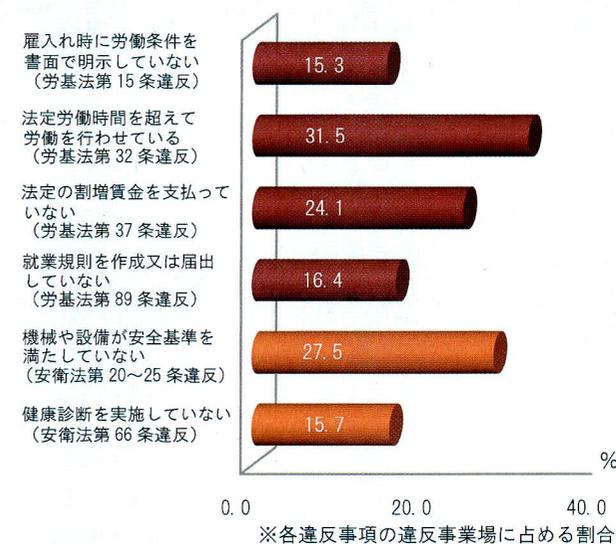


3 監督指導実績

監督指導は、1年間に約15万件(平成21年)実施しており、そのうち定期監督等では約65%の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

主な違反事項は、時間外労働又は休日労働に関する協定届(36協定)を労働基準監督署長に届け出ることなく労働者に対して法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているものが最も多く、次いで、労働安全衛生法に規定された機械などの安全基準を満たしていないもの、法定の割増賃金を支払っていないもの(賃金不払残業など)、就業規則を作成又は労働基準監督署長に届出していないものなどとなっています。

【主な法違反の内訳(平成21年)】



なお、これらの法違反のほとんどは、勧告・指導等によって是正されています。

具体的な是正方法など、御不明な点があれば、担当官に御相談ください。